

認定証は
更新が必要です

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

国民健康保険 長寿医療制度

医療費などの自己負担金を証明できます

国民健康保険と長寿医療制度に加入している人で、認定証を発行することで、入院時に窓口で支払う一部負担金額を、設定された自己負担限度額までとする制度です。(保険適用外の部分については自己負担が必要です。)

認定証は毎年申請が必要です

認定証の期限は、毎年7月末日までで、毎年申請が必要です。すでに認定証を持っている人で、8月以降も引き続き継続を希望する人は、申請をしてください。

申請窓口 〇〇保険年金課、支所、各出張所
申請に必要なもの 国民健康保険証、印鑑
問い合わせ先 〇〇保険年金課 ☎30-6112、FAX21-2220

高額療養費の自己負担限度額 (70歳未満)

適用区分	所得区分	3回目まで	4回目以降	入院時の1食あたりの食事代	
				90日までの入院	90日を超える入院
A	上位所得者 世帯に属するすべての被保険者について、基礎控除後の年間所得額を合算した額が、600万円を超える世帯に属する人	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	83,400円	260円 (標準負担額)	
B	一般 上位所得者・住民税非課税世帯のいずれにも該当しない人	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円		
C	市民税非課税世帯の人	35,400円	24,600円	210円	160円

※回数は、高額療養費の支給を申請する日の、直前の1年間における高額療養費の支給回数を表します。

高額療養費の自己負担限度額 (70歳～)

区分	区分	外来	入院時の一時負担金	入院時の1食あたりの食事代	
				90日までの入院	90日を超える入院
低所得者II	住民税非課税世帯の人	8,000円	24,600円	210円	160円
低所得者I	住民税非課税世帯で、世帯員の所得が0円の人 (年金収入のみの場合は) 80万円以下の人	8,000円	15,000円	100円	

文化財課からのお知らせ

旧池田屋敷長屋門保存修理工事現場見学会を開催します

彦根城の中堀近くにある「旧池田屋敷長屋門」は、武家屋敷の面影を残す貴重な文化財で、昭和48年4月28日に、彦根市指定文化財に指定し、現在は彦根市が所有しています。この長屋門の老朽化が著しく、今後の公開などの活用を図るため、5月から解体修理工事を進めています。

文化財建造物の修理工事は、建築当時の部材をできるだけ再利用して建て直しを行うため、建物調査を実施しながら、各部材を手作業で解体していきます。今回、この長屋門の解体現場の見学会を開催します。

開催日時 7月11日(土) 午後2時から
同日4時(雨天決行)
見学場所 旧池田屋敷長屋門(尾末町)
集合場所 市立図書館玄関前
募集定員 50人(先着順)
募集期間 7月1日(水)から同10日(金)

申込方法 〇〇教育委員会文化財課に電話、ファクスで申し込んでください。また、メール、教育委員会ホームページから申し込みもできます。ファクス・ホームページでも申し込みは、住所、電話番号、参加者名を書いてください。その他 見学場所には駐車できません。

文化財取扱講習会を開催します

皆さんのご家庭の土蔵や押入れには、昔の絵画や書などが眠ったままになっていませんか。これらの文化財は、正しく保管し、正しく取り扱うことで、良好な状態で末長く保つことが可能です。

〇〇文化財課では、文化財の正しい保管・取り扱いの方法を学んでいただく講習会を行います。実習を交えて、分かりやすく学んでいただきます。また講習会では、いろいろな質問にもお答えしたいと考えていますので、お気軽にご参加ください。

開催日 7月25日(土) 午前9時30分～正午
開催場所 彦根市民会館 第2会議室
内容 文化財の種類の説明、文化財の正しい取り扱いや、文化財の正しい保管(虫干しの仕方、防虫と殺虫、梱包の仕方)

募集定員 20人(先着順)
申込期間 7月1日(水)から同21日(火)
申込方法 〇〇教育委員会文化財課に電話、ファクスで申し込んでください。また、教育委員会ホームページから申し込みもできます。ファクス・ホームページで申し込み場合は、住所、電話番号、参加者名を書いてください。

その他 見学場所には駐車できません。

釣り禁止条例が施行されます

彦根城一帯は、昭和31年7月に国の特別史跡に指定され、貴重な歴史遺産として文化の香り高い空間や景観を現代に伝えていきます。

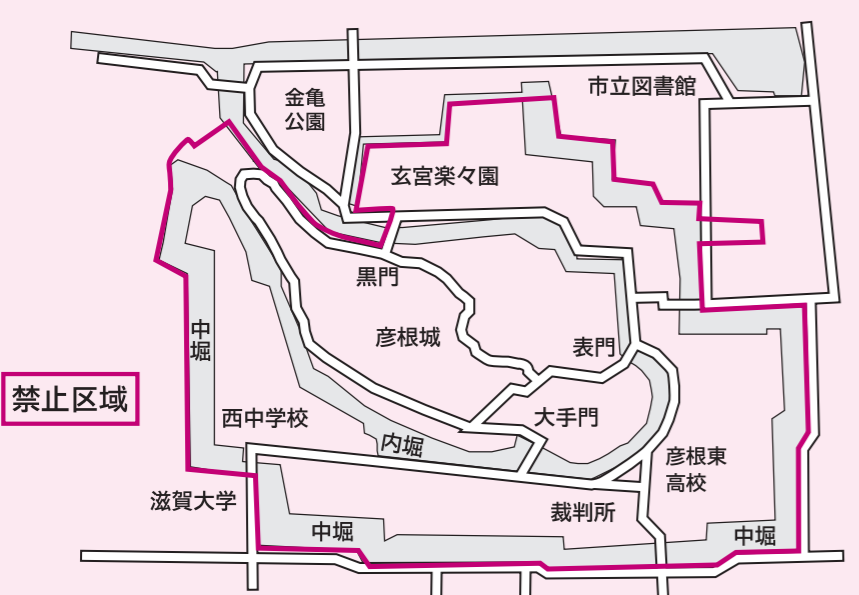
また彦根城一帯は、市民が朝夕の散歩やジョギングを楽しんだり、また全国各地からたくさんの観光客をお迎えしたりしています。

しかし最近、彦根城の堀で魚釣りをする人が見受けられ、樹木や電線に釣糸やルアーが引っ掛かったままになっていることがあります。この状態では、水鳥や人を傷つけることも考えられます。そのため彦根市では、「特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例」を制定し、良好な環境と景観を保全するとともに、来訪者の安全を確保することにしました。

この条例で指定した禁止区域を上図で示しました。

7月1日から、彦根城の内堀と中堀、玄宮園内の池では、魚を釣ることや、これに類似する行為を行うことも禁止し、違反者には1万円以下の過料が科せられます。なお、区域内では、職員が条例に違反する者がいないかパトロールをしています。

図 彦根城周辺の釣り禁止区域



問い合わせ先 〇〇教育委員会文化財課 ☎26-5833番、FAX26-5809番、Eメール: bunkazai@mx.hikone.ed.jp

メール配信システムの 配信情報を追加しました

彦根市では、防犯・災害などの情報をみなさんの携帯電話やパソコンにメール配信するサービスをしています。7月1日からこの配信システムに新たな情報を追加しました。すでにシステムに登録している人も、新しい情報を入力するには、携帯電話やパソコンで登録操作をする必要があります。

- ▼新たに配信する情報
- ▼感染症情報 インフルエンザや水痘、O157など感染症の流行状況に関する情報。新型インフルエンザの情報も配信します。
- ▼食中毒注意情報 食中毒が発生しやすい気象状況になった場合に発令される注意報などの情報
- ▼光化学スモッグ情報 光化学スモッグ注意報などの発令に関するお知らせ
- ▼徘徊捜索者情報 認知症などによる徘徊時の捜索情報
- ▼すでに配信している情報
- ▼防犯情報 不審者が現れた地域や日時などの情報
- ▼火災情報 市内で発生した火災情報
- ▼災害情報 災害の発生状況、避難勧告
- ▼ダム放流、河川警戒水位などの情報

問い合わせ先 〇〇危機管理室 ☎30-6150番、FAX22-1398番